

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(3-16)

2. 日時

令和2年9月25日(金) 13時30分～14時20分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊係員、池永技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 担当部長 他9名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表(R2/09/25)

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁のタケダです。
0:00:06	それではただいまより、原子燃料工業熊取事業所との面談を開始します。
0:00:13	本日の議題は令和元年12月2日付で申請があり、令和2年8月27日付最新の補正がありました。
0:00:23	大胆に設工認申請について、事業者資料をもとに面談を行うものになります。
0:00:30	本日説明いただいている資料はH-20106になります。
0:00:37	本日の議題としましては、この面談資料、事業者の方から説明を受けまして、
0:00:44	この後ペーパーの方から当対応についてのコメントを、その他追加で確認する事実確認事項がありますでしたらここ確認を行う。こういう流れにしていきたいと思えます。
0:01:00	それでは早速2回と思えますので、ここがまず事業者の方からヒアリング資料の説明をお願いいたします。
0:01:16	はい、原子燃料工業ワラタニでございます。それではヒアリングヒアリング資料ですねH20106の番号として、いたしましては7の一番からご説明させていただきたいと思えます。何度か質問をいただけたんですけどもちょっと我々の回答の不足のあるところがあったんで、
0:01:36	補足説明という形でさせていただきたいと思えます。コメントといたしましては第1加工棟ですね、は3類なので、耐震計算書の店舗まで求められないものですね、耐震性に関する
0:01:51	説明書の中で、耐震性に関する基本方針というものを記載しておりますが、そう中の参考としては、基準基準類ですね、に従来の構造設計基準のサブタイトルとして許容応力度設計法というのがあったんですけども、
0:02:09	最新版の構造許容応力度設計基準というふうに挙げられているということで、この最新版をですね参照することについて、改定この最新前の改訂が1年ほど前ということで許可を取得した以降ですね、しばらく経ってから、
0:02:25	改定がかかっているということで、設工認への影響はないのかというご質問をいただいておりますので、回答といたしましてはもうちょっと記載がありますようにですね、
0:02:37	まず資料7-1の方ですね、この改定に関して日本建築学会のほうからですね、この改定に関する上昇というところで、これ公開されておるものでして、資料7-1に書いた
0:02:52	その公開されている上昇の部分を添付してございます。資料7-1のほうをちょっとご確認いただきたいんですけども、鋼構造設計基準ですね。

0:03:04	今回の改定で構造協力の設計基準とすいません一つ目の線引いてある部分、上から4行目の部分なんですけれども、本基準では署名をですね従前の許容応力度・鋼構造設計規準
0:03:19	サブタイトル許容応力度設計法という名称から鋼構造許容応力度設計基準というふうに変更しているが、内容的にはですね、従来の構造設計基準を強力だ設計法というものを踏襲して改定している。
0:03:34	ということが書かれています。タイトル大きく変更した理由はですね、この中段のところの赤線のところを書いてございますけれども、鋼構造設計基準ですね従前より建築基準法で二次設計が求められていなかったのは旧耐震の時代からございます。
0:03:52	書籍でして、基準でして、当然そのときは一次設計として弾性設計だけを前提とした書籍になっておりました。新耐震が入ってきまして、鉄骨造にもですね塑性設計本持ち持ち込むということで、
0:04:07	そんな時にですね、発行したのは、別冊っていうか別の基準として鋼構造塑性設計指針というものが出てございます。
0:04:18	今そういうことですね一次設計はどちらかで構造設計基準と二次設計の方は高校生設計指針というふうに分かれていますけれども、従前の構造設計基準というところにですね弾性設計の基準ですよ。
0:04:33	ということがあまり明示できていないということで、従前のものはサブタイトルとして許容応力度設計法というのをサブタイトル的につけていたんだけど、今回の改正で塑性設計の方と対比できるように、構造許容応力度設計基準というふうにして、
0:04:50	鋼構造造塑性設計指針と明確に対比できるようにしましたというふうに書かれています。
0:04:57	土蔵許可以降ですね、不整合がないのかというご質問に関しましては、
0:05:04	回答の方の中段から下書いてございますもともと参考としているところですね補強部材含めて、部材の圧縮許容を圧縮応力と許容曲げ応力度を許容せん断応力度に対して持つかどうかというところ。
0:05:19	それを参照してございます。この部分はですね構造設計基準の旧版と最新のものでは変わってございませぬので、影響はないというふうに考えてございませぬ。また大事なことは確かに旧耐震設計の建物ですんで、最新の基準だけ見て、
0:05:38	大丈夫かどうかという話ではございませぬので、同じようにですね、指針方針のところ、耐震改修促進法ですとか、S造ですね耐震診断指針そういうところで、旧耐震なりの脆弱の部分は十分補って設計していると。
0:05:55	いうところでございます。またその旧耐震であるがゆえの設計の確認は、

0:06:02	設工認のですね、579 ページにあります通り、耐震診断の評定ということで、台車第三者機関でも評定していただいて、その妥当性というものをですね、十分確認した上で申請しているという状況でございます。以上でございます。
0:06:31	原子力規制庁タケダです。はい、71 のコメントに対しての回答はこれで理解できました。ありがとうございました。
0:06:39	続きお願いいたします。
0:06:42	原子燃料工業イノウエでございます。続きまして 7 - 2、説明に入ります。
0:06:49	何ですけど、社内規定なく設備、所内携帯電話 PHS に対して無停電装置またはこれと同等以上の設備についての説明をすることという
0:07:01	質問でございます。コメントでございますけれど、
0:07:07	申請者の表編の 2 - 1 の P1 ページ 29 に通信連絡設備、PHS アンテナは通じなくすれ違い通じなくする電話交換機に接続する設計。
0:07:19	それとその電話交換機は次回この申請適合を確認すると記載しております。
0:07:25	pH3.7 でございますが、この独立して外部電源からの給電は、
0:07:32	規定をね、まさに電話交換機からの給電を受けて行動してるものでございます。
0:07:38	図リー 4 - 1 - 8 ページの系統図に電話交換機について、Upper 程度。
0:07:48	でも示しておりますけど、電話交換機は非常電源設備、
0:07:53	外部電源に接続することを示しております。
0:07:56	この系統図には示していないんですけど、電話交換機はわかっているよう内蔵しております。
0:08:01	電話交換機は外部電源喪失の場合は非常用電源設備からの給電稼働し、
0:08:07	非常用電源設備から給電を受けるまでは、内蔵のバッチで稼働するという設計になっております。
0:08:14	で、PHS アンテナは、その点は高経年機からの給電を受けて稼働しておりますので、
0:08:19	電話交換機が稼働し続ける間は、PHS アンテナは電話交換機から給電を受けて稼働するということになります。
0:08:28	電話交換機のことを外部電源が喪失した場合のことにについては、次回の申請で電話交換機の適合性を確認するときに説明するということにさせていただきます。
0:08:40	PHS アンテナについては以上でございます。
0:08:45	続きまして 7 - 3 のほうに、
0:08:49	すいません、規制庁タナベですね、電話交換機等を通信連絡設備等についてご説明ありがとうございます。

0:08:58	256 ページ 2 を見ると電話交換機等
0:09:04	PHSアンテナってというのは、信号が通信ラインで繋がってますがこれを消して電源が供給されてるっていう理解でよろしいんですよね。それで、電話交換機自体の非常電源との接続については、今回ではなくて次回以降の申請であると、そういうふうな理解でよろしいんですよね。
0:09:27	その理解でよろしいでございます。通信法通信ラインというところに、電源、
0:09:33	入って流れてるということになります。ちょっと向かってeになりますけど、黒電話が各家庭にあったと思います。それと同じような状況でございます。
0:09:44	はい、規制庁タナベです。ご説明ありがとうございました。承知いたしました。説明を続けてください。
0:09:53	続きまして 7 - 3 の方でございます。大型消火器の配置が複合距離 30 メートル以下となどの法令に規定されているか。
0:10:02	ということでございます。
0:10:03	設工認申請書添付書類の 2 のページ 501A 消火設備氷河期は爆ごうが対象物から報告を受ける授業括弧して、大型消火器は 36 日になるように配置するとしております。
0:10:17	この大型消火器が 30 メートル以下というのは、消防法施行規則第 7 条の第 1 項に規定されているものでございます。
0:10:25	20 メートル以下というのは、第 6 条のほうは規定されてるというものがございます。
0:10:32	大型消火器についてでございます。
0:10:40	続けてください。
0:10:46	原子力工業のカキノキでございます。続きまして 7 - 4 のところでございますが、
0:10:53	こちら敷地外の高圧ガス車両の影響、爆発影響評価のところですね。
0:11:00	一般高圧ガス保安規則の第一種保安物件に対する第一種設備距離の 2 倍の
0:11:05	いざってる確保するということで爆発を受ける恐れがない設計としていることについての説明をさせていただきます。
0:11:14	こちらの
0:11:16	記載はですね事業変更許可申請書の 19 ページの、外部火災に対する対策のところでも示していた方針と一緒に同じでございまして、事業変更許可申請書の記載に基づいた設計であると。
0:11:32	考えてございます。
0:11:34	ここで第一種保安物件って申しますのは、一般高圧ガス保安規則の第 2 条の

0:11:40	第一種設備。
0:11:43	aは第2条19で定義をされてございまして、
0:11:47	第一種保安物件に対する第一種設備距離を、第1加工棟はそもそもとも対象は物件ではないんですがこの
0:11:56	制限を併用するした上で、安全率を2見込んで、エリア2倍ですね、
0:12:04	ものということで記載してございます。
0:12:07	あと第一種設備距離の17メートルの方はですね、こちら一般高圧ガス保安規則の第2条19条の備考欄の通り、やはりございまして、
0:12:19	燃料輸送車両の積載終了には応じた値からこの名設備容量求めていただくということでございます。ご説明以上でございます。
0:12:36	はい、規制庁タケダですね、こちらの説明ありがとうございます。
0:12:41	それでは、調合から今の説明につきまして、確認事項ございますでしょうか。
0:12:50	原子力規制庁ばりです。1点だけちょっと確認させてください。長門市のですね、第一歩等も
0:13:03	鋼構造物設計基準
0:13:06	の関係の回答欄の一番最後のところなんですけど、
0:13:11	大分耐震診断における第三者機関の判定も入っており、問題はないっていう回答していて説明の中では、ちゃんと妥当性についても確認を終えているっていうような、
0:13:27	それのご説明もありましたけれども、この問題はないっていう表現は皆さんの判断も入っているので、ちょっと
0:13:36	表現としてですね、結局判定を受けた内容を具体的に書いていただくということで、説明していただいた内容にちょっと修正をしておいていただきたいと思うんですが、公開版なり、後で送っていただくときに、
0:13:54	訂正の方お願いします。
0:13:59	原子燃料工業ワラタニでございます。承知いたしました。失礼いたしました。
0:14:07	はい。その他ありますでしょうか。
0:14:12	よろしいでしょうか。
0:14:14	はい。それではですね手帳バーから今回答いただいた内容のほかにも、ちょっと追加で的確に第1項目が一つでございますので、ちょっと順番に確認させていただきます。
0:14:34	はい。原子力規制庁ナガイですね、最初に第1加工棟の設計仕様に関してですけれども、一つ目は遮へいの設計になりますので、ページでいうと、
0:14:51	申請書の28ページの仕様表になりますので、その下げの22.11の仕様の中で、ここを見ていきますと、

0:15:09	直接線及びスカイシャイン線の線量を評価し敷地境界における線量が年間 1 ミリシーベルト自分で定義できるよう設計するという記載が、
0:15:24	されています。一方で、添付説明書の 525 ページでは、敷地が周辺監視区域境界が線量告示に定める線量限度より十分低減できる設計と、
0:15:39	ということで、異なる説明をしているんですけども、まずこれについてですね、今後技術基準なり線量告示の要求事項も踏まえて、確認の確認になるんですが、何ら今後どんなことがある。
0:15:57	説明になっているのか、仕様になっているのか、説明をお願いします。その上で、その認可を受けようとする
0:16:09	この遮へい設計の線量ですね、のカウントする境界はどちら。
0:16:18	としたいし、本当しているのかっていうのをあわせて説明をしてください。
0:16:28	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:16:32	こちらの遮へいのところでございますが、
0:16:36	とですね規則の要求自体は
0:16:41	第 22 条の通り、加工施設から直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量は、に関し定める線量限度を下回るようにと。
0:16:52	いうふうな時事項がございまして、それに対して汗 526 ページのところでございます。それに対して、
0:16:59	適用性の説明の欄の下の四角欄でございますが、
0:17:05	これが 4 行、三行目ですね、
0:17:09	中ほど運搬は周辺監視区域境界での線量が線量告示定める線量限度、年間 1 ミリシーベルトも十分に低減する設計とするということで、事業変更許可に記載をしている認可をいただいているところでございます。
0:17:26	それを受けまして 525 ページのところですね、
0:17:31	第 1 加工棟の説明としまして
0:17:36	周辺監視区域境界での線量が線量告示に定める
0:17:41	線量限度、
0:17:42	もう十分低減するための壁屋根遮へい力を置くと。
0:17:47	ということで、遮へい評価。
0:17:50	遮蔽の方に示してございます。
0:17:54	設計確認値以上の厚さを有したものにすると。
0:17:58	いう設計にしておるところでございます。
0:18:03	それで、
0:18:08	今日 8 ページにですね、当社でこの敷地境界等を書いてございますけれども、こちらの正確、

0:18:18	今ですねこの
0:18:20	すいません。先ほどの添付 2 までの整理に基づきまして、ここの正確な表現としましては周辺監視区域だと。
0:18:29	ということで考えてございます。
0:18:32	以上でございます。
0:18:34	はい、原子力規制庁ナガイです。申請書全体を
0:18:42	確認したんやさんの今回の申請の意図として、周辺監視区域境界、
0:18:51	の線量で評価の
0:18:55	線量が線量告示に定める
0:19:00	洗浄現在十分に低減できるとしている、もう意図は確認をさせていただきましたので、その上ですね、この仕様表にもう一つ、次は決まっていますかね。先ほど説明の中でもありましたけど、
0:19:17	この
0:19:19	周辺監視区域境界の線量が年間1msv十分低減できるような建物の壁と、それから止め等々で説明もありましたけれども、
0:19:35	この資料では設計基準としての遮へいを期待するというものについて、
0:19:45	設計しているんですけど、皆さんの添付の説明書では崩壊やんないは、設計遮へいとして期待しない、ただALARAとして遮へいの効果の能力としてはあるんだけど、設計基準として、
0:20:02	の施設としてはカウントしていないんですけど、
0:20:08	今回はこの屋根も含めての設計ということなんでしょうか。
0:20:13	再確認ですけど。
0:20:18	原子燃料工業のカキノキでございます。第 1 加工棟ですね遮へい機能をとしまして、この
0:20:27	年間 1 ミリシーベルトよりも小さい、十分に低減できるという評価のところではですね、この屋根第 1 加工棟の
0:20:36	屋根ですね、これは見込んでいないと。
0:20:40	というのはあるところでございますし、私は、
0:20:45	はいすいません補足 11 月原子燃料工業フジワラでございます。第 1 加工棟のですね屋根自体はですね含まれていないんですが、第 1 加工棟一部ですね RC の建物がございます。それにつきましてはですね天井部のですね、
0:21:03	どうせ天井ですねそちらを
0:21:08	考慮しておりまして、それを考慮しておりますが、展示以上です。原子力規制庁流れ鉄そうするとその天井をやれとかで、僕読んでいるということなんですか。

0:21:28	原子燃料工業フジワラです。含んでおまして、127 ページにですね、第 1 加工棟の壁等、到達後、
0:21:40	現状ですね。
0:21:43	屋根裏の床になるんですが、それを詳細に書いた図がございまして、図のドーム部上になるんですけど、タイトルから見て上でハッチングした部分ございまして、こちらの部分を考慮しております。凍土壁含んだ形になっております。以上です。
0:21:58	はい。原子力規制庁ナガイです。意図はわかりました。それで、それを含んでいるということはわかったんでこれはこれとしてですね。
0:22:13	記載を要するときの基本的な考え方として、まず設計基準として、安全機能期待として、いわゆる遮へいの安全機能として期待するものを、
0:22:28	明確にしとさせていただくことで、本部でかけなければこういうずっと関与しつつですね、
0:22:35	記載していただいてこれ認可を受けるっていうことは、その約束をするというものですので、さらなる裕度といいますか、当然ALARAとしての設計基準で計算上考慮しなくても、
0:22:50	いろんな遮へいの効果が期待できるものはあると思いますけれども、その部分については、直接のいわゆる安全機能を有する施設として認可を受けるものでないということであればそういうところですね。
0:23:05	よく加味した上で、表現なんかもですね、注意深くという形で、特に本文の記載事項について認可事項になりますので、きちっとですね、言葉を選んで、
0:23:20	許可されたところ、それから技術基準なり線上告示で何が要求されていて、それに対して皆さんがどういう設計をしたのかっていうことは、きちっとわかるような記載をですね、努めていただきたいと思います。
0:23:44	原子燃料工業フジワラです承知いたしました。
0:23:50	規制庁のタケダです。私の方からの 1 点だけ追加で確認していただきます。
0:23:57	第 1 加工棟なんですけれども、第 1 加工棟は一部鉄骨鉄筋コンクリート造であるということが、また一覧等でも明記されているんですけれども、
0:24:10	576 ページのですね、耐震の
0:24:17	方針が括弧記載がされているんですね。検討説明の中で、
0:24:23	(5) 準拠する規格基準類があると思うんですけれども、
0:24:29	ここでSRC基準で、鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準同解説、これが見当たらないんですけれども、これを参照されていない理由についてご説明いただけるでしょうか。

0:24:51	原子力工業ワラタニでございます。ただいまご指摘あったところですが、平面図で言うとですね [REDACTED] の部分になります。こちらですね、
0:25:05	平面図でいきますと、
0:25:19	今SRCという形になってございますのは [REDACTED]、それぞれ [REDACTED] [REDACTED] ということにして、この構造といたしましては、 [REDACTED] [REDACTED] がいってると。
0:25:35	ということで形状としてはSRCの形状とってございますけれども、この絵と [REDACTED] [REDACTED] のですね [REDACTED] 入れてございます。これはSRC構造と言っていいと思うんですけれども、これはですね他のコンクリート造ではないところの柱とか母校屋根のですね、
0:25:55	[REDACTED]、それと同じ状況を再現するために、ここにですね [REDACTED] [REDACTED] という状況でございます。わかりいただけますでしょうか。
0:26:09	定点は例えば果たせどうぞ続けてください。はい。
0:26:16	例えばですけど84ページにですね治具水でございます。
0:26:24	これ84ページですね通り時刻水の方なんですけれども、
0:26:31	屋根の上弦材ですねこれは [REDACTED] という形でrのついた構造材になってございまして、その取り付けをするのにですね、 [REDACTED] の柱の中に [REDACTED] [REDACTED]。
0:26:46	が終わったところから [REDACTED] が少し雪と出てくるございまして、そこで [REDACTED] とですね接合してるということでそれはその隣の [REDACTED] とこの柱の接合部ですとか [REDACTED] の [REDACTED]、これと同じように、あえて [REDACTED] 込んでいくために、
0:27:06	[REDACTED] という状況でございます。以上でございます。
0:27:11	センターのタケダで、はい。わかりました要はこの [REDACTED] を受けるためのおさまり上の柱が [REDACTED] といえば、梁を受けるために [REDACTED] [REDACTED]。
0:27:28	[REDACTED] 一定をバースとただ構造計算ではあるし、RCとしてやっているのか、されているのか、また柱の耐力式とか探傷されていないという理解でよろしいんでしょうか。
0:27:44	原子力工業ワラタニでございます。この部分ですね、4種類全部耐震平均になってございまして、一次設計してもですね各波長に曲げとかは出てこないという形ですね、RC相当として設計するというふうにございましてタケダさんのおっしゃる通りでございます。以上でございます。
0:28:04	壁で囲まれてるからそう評価も、
0:28:14	ならない。

0:28:20	確認したいんですけども、この 582 ページにですね、
0:28:25	第一加工棟の耐震設計の結果があるんですけども、
0:28:33	ワラタニおっしゃるようにSRC等、
0:28:37	耐震壁に囲まれてるのであれば、断面算定外になるのかなと思ったんですけど、これ。
0:28:43	応力最大で空気が出ているんですけど。
0:28:47	ここに関しては、
0:28:50	壁に囲まれていないってことで、
0:28:57	原子力工業ワラタニでございます。これですねこれは再度応力度比ですけども、これは圧縮による軸力によるものでして、前は0でございます。以上でございます。
0:29:13	規制庁武田です。長期荷重による軸力だけということです。わかりました。
0:29:20	はい。今の説明で理解できましてありがとうございます。
0:29:25	はい。タケダの方からは以上になります。
0:29:37	はい、原子力規制庁ナガイです。申請書の 69 ページの
0:29:45	図面を見ると、
0:29:51	が、
0:29:58	これ以上は合併なんて、
0:30:01	もう、
0:30:02	ここについても同様の
0:30:08	説明でよろしいのですか。
0:30:10	そういうふうに設定しているのか。
0:30:13	説明をお願いします。
0:30:24	原子燃料工業ワラタニでございます。ここもですねにずっとあります南側の外壁ですね。これが 込まなきゃいけないということで、
0:30:41	を納めてですね、そのを組んでるという状況ですので同じような状況になってございます。以上でございます。
0:30:55	はい、原子力規制庁ないです。わかるんですが、
0:31:01	その他系統側からお願いします。原子力規制庁ナガイです。引き続きまして、ガンマ線エリアモニタの検出器について、どこどこ
0:31:16	出発電算処理に
0:31:18	192 ページの仕様表ですね、PTページになりますので、ここの中の警防設備の応答の設計、まず 18.1 - F1 と。

0:31:35	それからその次ですね、放射線管理施設の設計はもう 19.1 の F2 の設計仕様が記載が全くお待ちなんですけれども、これは技術基準 2 の要求事項に対して、
0:31:51	認可を受けようとする
0:31:54	場合はですね、
0:31:57	どの点について認可をして落としているのかだけ説明していただけますでしょうか。
0:32:17	原子燃料工業のカキノキでございます。こちらですね、ガンマ線エリアモニタの方は警報設備、
0:32:25	やはりかつ放射線管理施設でもあると。
0:32:28	ということで警報設備としましてはですね当加工施設が安全性を有し位置損なう恐れのある空間線量率になるところで、異常検知して警報が発すると。
0:32:40	ことでこちら警報設備に対する仕様として、形で認可をいただきたいと。
0:32:47	いうふうに考えておるところでございます。
0:32:49	それから
0:32:51	放射線管理施設の方はですね、こちら
0:32:56	異常ガンマ線エリアモニタがですね検出器の
0:33:02	測定範囲の中で監視すると。
0:33:05	ということでございましてそういった形で
0:33:09	こちらの方技術基準に対する仕様と、
0:33:13	ということで考えているところでございます。以上です。
0:33:20	はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。で、一つ、そこで確認したいんですけど、放射線管理施設としての線量の線量当量を計測するということについてですね。
0:33:37	加工技術基準規則の第 19 条の 3 号、
0:33:42	A の要求事項に対しての設計を説明しているところです。
0:33:49	そう理解しますが、線量報告書の線量告示のですね、第十条では、線量当量はこの 1 センチメートル線量当量、
0:34:00	とするということが規定されてるんですが、皆さんの皆さんの例えばこの見え方で言う番線エリアモニターの検出器の線量当量というのはどういう値を計測するように、
0:34:16	なっているのか説明をお願いします。
0:34:22	原子燃料工業のカナメでございます。今ご質問ありました、
0:34:29	今回申請させていただいておりますが県エリアモニターの検出器なんですけども、こちらは計測しているものを

0:34:39	委員会の定め、告示に定めておりますセンチ、m周辺等量線量を計れるものでございます。
0:34:51	こちらはですね
0:34:55	日本工業、産業規格等にガンマ線エリアモニタについては、センチメートル線量当量をはかれる。
0:35:05	ものであるということが
0:35:09	日本産業規格に盛り込まれておりまして、今回申請させていただくものにつきましてはこちらの
0:35:17	実に適合したものとなっておりますので、
0:35:24	技術基準に
0:35:27	から要求されている1cm等量
0:35:32	周辺等量を測定できて、できるものであるとこういうふうに考えております。以上です。はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました。JISの番号を具体的に説明していただくか、
0:35:55	進路心がけます。こちらちょっとAh調査いたしますので、少しお時間いただければと思います。すみません。
0:36:04	ナガイの方から以上です。
0:36:09	PETタケダです。提供側からその他技術確認にございますでしょうか。
0:36:39	原子力規制庁ナガイです。もう一点でちょっと戻ってしまうんですが、第1加工棟の設計仕様のところですけども、耐震に関わる第二次設計ですね。
0:36:54	維持設計の中で、皆さんの申請書の
0:37:00	そう。
0:37:05	ファンシームのたくさんの方を
0:37:18	すみません、ちょっと今のページを
0:37:32	はい、どうぞ。はい。申請書ですと747ページ。
0:37:38	ところで、薩摩すみません開始以降申し上げましたが、竜巻の仕様のところですね、747ページの断面検定でですね、曲げの終局強度の
0:37:54	検討をしているんですが、ここで言うところの終局強度っていうのは、
0:38:03	どういう範囲って言うとなんなんですが、具体的に終局耐力と、
0:38:13	その終局強度という、その使い分けが事業者として皆さんの方でどういう使い分けしているのか、ちょっと説明をお願いします。
0:38:34	少しお待ちください。
0:38:42	で、原子燃料工業ワラタニでございます。ですね
0:38:48	ただいまの
0:38:50	コメントいただきましたページで、

0:39:04	ちょっと使い分けというのは明確ではございませんけども終局強度というのはですね、部材一つ一つ鉄筋一本一本というような形で、終局耐力と言われます。
0:39:16	あとですね構造体としての終局という形で意識した書いてるんですけどもしかすると部分的には疑義があるのかもしれないんですけども、ただいまのご指摘の終局耐力、
0:39:27	というのは、具体的にどこのページをおっしゃってますでしょうか。
0:39:33	はい。原子力規制庁ナガイです。すみませんこれは竜巻のところだったんですけど、耐震の考え方で、ここは基準の中でもですね、保有水平体力のところに褶曲終局。
0:39:48	耐力というものがあって、皆さんの許可の中でも、それを受けた形で書いてあると思うんですけども、その場合には今ワラタニさんが説明いただいた通り、建物なり構築物全体としての終局耐力と、
0:40:04	考えてますけれども、今回の
0:40:10	この設計において、
0:40:13	この終局強度というものをどうとらえているかっていう、ちょっと確認をしたかったんでございます。
0:40:25	よろしいでしょうか現行ワラタニでございます。基本的には先ほどご説明させていただきました通りですね、部材一つ一つの終局的な指定強度という意味で強度というふうに意識して使ってございますんで構造体全体としてもこれ以上というところを終局耐力という表現で、
0:40:42	表してございます。以上でございます。原子力のナガイです。わかりました。
0:40:53	はい。あれ、ありがとうございます。
0:40:55	すいません。
0:40:57	はいどうぞ行ったり、カキノキでございます。先ほどのガンマ線エリアモニタのですね日本産業規格の減について回答いたします。
0:41:07	一部お待ちください。
0:41:11	原子燃料工業カナメです。どう先ほど
0:41:18	のご質問にありました
0:41:21	今回申請するガンマ線エリアモニタの検出器が準拠している日本産業規格次数の番号につきまして、ついてですが、JIS-Zの4324、
0:41:38	エイベックス線及びガンマ線要請沖型エリアモニタ、
0:41:42	こちらに適応したものとなっております。以上です。

0:41:49	はい。はい、原子力規制庁ナガイです。借りました。はい。特に説明がなく、申請書で説明がなかったんで、確認させていただきましたね。告示要求のあるようなものについては、そういう説明ですね。
0:42:07	ここで明記していただければと思いますので、JISの規格については、そちらの方でも再隔離はしまして、今説明いただいたような中に規定されていくかどうか確認しますので、
0:42:23	そういうその確認の過程で新たにですね、何か
0:42:28	目立ってがあれば、また確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。
0:42:45	はい。規制庁のタケダです。それでは、本日用意した確認事項等の議題につきましては以上になりますが、
0:43:10	A規制庁タケダです。はい。みんな資料等に確認するという議題は以上になります。
0:43:18	最後に連絡事項について確認したいと思います。
0:43:23	熊取事業所さんの方からいかがか
0:43:27	連絡事項等ございますでしょうか。
0:43:32	原子燃料工業フジワラでございます。第3次の設工認につきましてですね今ご質問等回答一致させていただいたところなんですが、第4次設工認についてですね、ちょっとお伝えしたいこととご相談させていただき、いただきたいことございます。
0:43:50	8月ですね27日に申請させていただきまして今審査会合の方の調整していただいているところかと思うんですが、我々の方ですねちょっと申請後、非常に申し上げにくいんですが申請後ですね、
0:44:08	いろいろ申請書の中身が確認しておりまして、誠に恥ずかしい状況でございますが、仕様表の引用の図番が間違っているとかなですね、ちょっと
0:44:21	別表の別表と不整合がある、あと名称、部屋名称とかですね、そういったものがですね、
0:44:28	あと図が不十分といったものもございまして、ちょっと非常に申請書の不備がございまして、
0:44:36	まずですね今審査会合を準備していただいているところなんですが、ご相談でございますが、ちょっと先延ばししていただきまして、改めてですね補正の方をどうお出しさしていただきまして適正化させていただきたいと考えている次第でございます。
0:44:56	以上です。
0:44:59	うん。
0:45:02	規制庁ですけれども、

0:45:06	第4次の設工認の状況については、に対し、
0:45:16	ご発言内容は理解しました。いずれもお話は本文記載にかかるということでもありますので、
0:45:27	きちんと事業者の中にですね、確認していただいて、第4次申請と第5次申請というのはこの辺りでは、
0:45:39	最終の項番号以外のものですね、かなり大きくなるその申請になりますので、
0:45:47	なんでこのような記載の不備みたいなものですね、発生してしまったのかっていうところですね、まず考えをもう1点の付議とともに考えていただいてですね。
0:46:02	この同じようなものが発生すると、その審査の期間にも影響してきますので、
0:46:09	まずそこのところ、もうそこそのところの調査も含めてですね、まず確認していただいて、ご説明とともに多分調査結果というか、そういうものを説明いただいた上で、審査会合という
0:46:27	ところにしたいと思いますので、いずれにしても事業者の方ですね。
0:46:33	調査等の状況が見えてきたらですね、時期というようなものをご相談いただいて、面談で確認した上で、審査会合というような形にしたいと思います。
0:46:47	倍以上ですね。
0:46:52	原子燃料工業フジワラでございます。ありがとうございます。ちょっと私の方からもですねお伝えが不十分だとかあるんですが、
0:47:01	当然ながら洗い出しとともにですね現在どし原因と対策も並行してやっております、その上でですね先ほどご指摘ございましたようにですね、申請書等ですね合わせて状況ですね。
0:47:19	お伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
0:47:26	きちんとバランスをご発言は了解しましたので、ある程度その時期というかが見えたらですね、こちらの担当の方にまずを入れていただきたいと思います。審査会合の調整するにしても、ちょっと
0:47:43	時間がある程度かかってしまうものですから、まず提出時期だと上関たらですね、それぞれ何かのご一報ください。よろしくお願いいたします。
0:47:56	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
0:48:04	規制庁タケダです。
0:48:07	連絡事項でございますでしょうか。
0:48:12	規制庁側大丈夫ですか。熊取側これでよろしいでしょうか。
0:48:19	原子燃料工業のカキノキなぜでございますが、この辺りから特にございません。
0:48:25	はい、わかりました。それでは本日用意した確認事項は以上となりますので、これで面談は終了いたします。

0:48:36

ありがとうございます。